

令和 8 年度

論文式試験模範答案例

—特許・実用新案法—

■特許・実用新案法 【問題Ⅰ】

1. 設問 1 (1)
 - ・ パリ条約による優先権の要件についての理解を問う。
2. 設問 1 (2)
 - ・ 法 164 条 2 項についての理解を問う。
3. 設問 1 (3)
 - ・ 法 159 条 2 項についての理解を問う。
4. 設問 2 (1)
 - ・ 共同出願の拒絶査定不服審判請求についての理解を問う。
5. 設問 2 (2)
 - ・ 共同出願を基礎とする優先権についての理解を問う。

■特許・実用新案法 【問題Ⅱ】

1. 設問 1
 - ・ 特許異議の申立て（113 条）と特許無効審判（123 条）について問う。
2. 設問 2 (1)
 - ・ 審決取消訴訟の原告適格（178 条 2 項）の理解について問う。
3. 設問 2 (2)
 - ・ 「メリヤス編機事件」についての理解を問う。
4. 設問 2 (3)
 - ・ 「食品容器包装事件」についての理解を問う。
5. 設問 2 (4)
 - ・ 審決取消判決確定後の被請求人の対応、取消判決の拘束力の理解について問う。

■令和 8 年度 論文式試験 模範答案例〔特許・実用新案法 第 1 問〕

【問題 I】設問 1 (1)について
パリ 4 条 C (4) には、先の出願が、公衆の閲覧に付されず、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取下げられ、当該先の出願が優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願が、最初の出願とみなされる旨が規定されている。
本問において、先の出願 A は、出願の公開がされない状態で、いかなる権利をも存続させない状態で、出願 B の日までに取下げられている。また、出願 A が優先権の主張の基礎とされた事実もない（パリ 4 条 C (4)）。したがって、出願 B がパリ 4 条 C (2) にいう最初の出願とみなされ、パリ条約による優先権の発生要件を満たす（パリ 4 条 A (1)）。
また、本問において、出願 B の日から 1 年以内に出願 C がされており、出願 C の特許請求の範囲には発明イが記載されている（パリ 4 条 D 43 条）。このため、出願 C 時にパリ条約による優先権を主張する旨を願書に記載し、優先権証明書等が提出されている場合には、出願 B に基づく優先権主張の手続は適法である。
【問題 I】設問 1 (2)について
法 164 条 2 項には、審査官は、特許査定をする場合を除き、補正の却下の決定をしてはならない旨が規定されている。
本問においては、補正 β は新規事項（17 条の 2 第 3 項）であり補正要件を満たさない。
また、原査定時の出願 C については、拒絶理由を発見しないとの心証を得ており、補正 β を却下すれば、出願 C について特許査定をすることができる（法 164 条 2 項）。

以上より、審査官は、補正 β を却下して、出願 C について特許査定をするように前置審査を進めるべきである。
【問題 I】設問 1 (3) について
法 159 条 2 項には、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合には、拒絶理由を通知する旨が規定されている。
本問において、審査段階でした補正 α は新規事項（17 条の 2 第 3 項）であるものの、審判官合議体は、補正を却下することはできない（159 条 1 項かつこ書）。このため、審判官合議体は、補正 α は新規事項（17 条の 2 第 3 項）の拒絶理由を通知して審理を進めるべきである（159 条 2 項、準 50 条）。
【問題 I】設問 2 (1) について
法 132 条 3 項には、特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない旨が規定されている。
本問において、出願 A は甲及び乙の共同出願であり、拒絶査定不服審判の請求は甲及び乙が共同で請求しなければならない。いわゆる固有必要的共同訴訟に該当すると解する。
従って、甲単独による拒絶査定不服審判請求は不適法な審判の請求である。また、その補正をすることができないものであることから、甲単独による審判請求は、前置審査に付され（162 条）、特許庁長官報告後（164 条 3 項）、審判官合議体により、審決をもって却下されると解する（135 条）。
また、当該審判請求と同時にされた補正についても、審理対象である審判請求が却下されるに伴い却下されると解する（133 条の 2 第 1 項）。

【問題 I】 設問 2 (2) について
P C T 8 条 (2) (b) には、国際出願が、いずれかの指定国において若しくはいずれかの定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる旨が規定されている。
本問において、出願 A は日本国特許庁にされた出願であり、出願 A に基づく優先権主張を伴う国際出願 B は、国内法令である国内優先権に基づく特許出願として取り扱われる (P C T 8 条 (2) (b) 、41 条) 。
ここで、国内優先権を主張する場合、先の出願である出願 A と後の出願である出願 B の出願人が同一である必要があるが、本問では、出願 B は甲の単独名義で出願されており、出願人が同一ではない。このため、法 184 条の 5 第 1 項の手続後の日本国特許庁における国際出願 B に関し、出願 A に基づく優先権を主張する手続は適法でないと解する (41 条 1 項、14 条) 。
以上

■令和 8 年度 論文式試験 模範答案例〔特許・実用新案法 第 2 問〕

1. 【問題Ⅱ】設問 1 について
乙は、以下の特許法上の手続を採り得る。
(1) 特許異議申立て手続（113 条）を採り得る。取消決定の確定により、特許権 P を遡及消滅させることができるからである（114 条 3 項）。
① 何人もすることができるため、申立人適格を有する（113 条柱書）。特許の見直しの契機を広く求めるためである。
② 題意より、特許権 P の特許掲載公報の発行日から 6 月以内である（113 条柱書）。よって、時期的要件を満たす。
③ なお、申立て理由は、公益的事由のみに限定されている（113 条各号）。権利帰属に関する事由は当事者間の紛争解決を主目的とする無効審判により争うことが望ましいためである。
(2) 特許無効審判請求手続（123 条）を採り得る。認容審決確定により、特許権 P を遡及消滅させることができるからである（125 条本文）。
① 請求人は、利害関係人のみに限られる（123 条 2 項）。審判の準司法的性格より、民事訴訟の「利益なければ訴権なし」の原則が適用されるからである。
題意より、乙は特許発明イと同種の製品と考えられる製品 X を製造する者であるため、請求人適格を有すると解する。なお、特許権 P は設定登録されているので消滅後においても請求できる（123 条 3 項）。
② よって、甲の特許権 P が所定の無効理由（123 条 1 項 1 号～5 号）を有していれば、乙は特許無効審判請求手続（123 条）を採り得る。

2. 【問題Ⅱ】設問 2 (1)について
(1) 乙の訴えは適法である (178 条 2 項)。
(2) 題意より、乙は当事者である (178 条 2 項)。
(3) 題意より、特許無効審判は、乙及び丙により請求されたものである。乙は請求人の一部であるが、審決取消訴訟を共同して提起することを要すると解すべき理由はない。
3. 【問題Ⅱ】設問 2 (2)について
(1) 乙及び丙の主張は、許されない。
(2) 審決取消訴訟の審理判断の対象は、「専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断された特定の無効原因に関するもののみ」とされるべきである。
(3) 題意より、乙及び丙による刊行物 A に記載の発明ハに基づく無効理由の主張は、無効審判において現実に争われ、かつ、審理判断されていない事項であるからである。
4. 【問題Ⅱ】設問 2 (3)について
(1) 乙及び丙の主張は、許される。
(2) 題意より、証拠 B は発明口の意義を明らかにするための、発明イの特許出願時当時における技術常識を示すものである。証拠 B は審判の手続にあらわれていなかった資料であるが、当業者の出願当時における技術常識を認定する補強証拠であるから新たな証拠にあたらないと解されるためである。
5. 【問題Ⅱ】設問 2 (4)について
(1) 取消しの判決の確定後の審理においては、裁判所の判断は審判官を拘束する (行訴

33 条 1 項)。
(2) 甲は無効審決を回避するため、訂正の請求 (134 条の 3、134 条の 2 第 1 項) を採
り得る。
① 題意より、甲は無効審判の被請求人である (134 条の 3)。
② 題意より、特許無効審決は請求が成り立たない旨の審決がなされている (134 条
の 3 かっこ書)。また、審決の取消の判決が確定しているため (134 条の 3)、無
効審判の審理が再開されている (181 条 2 項)。
③ 甲は、取消判決確定の日から 1 週間以内に申立てをすることにより、審判長によ
り指定された期間内に限り、訂正の請求をすることができる (134 条の 3、134 条
の 2 第 1 項)。
以上

【TACからお知らせ】

7/2 19:30～ 令和8年度 弁理士論文式試験分析会 実施予定

資格の学校
TAC
弁理士

なにが **合否** を分けるのか

**論文試験
徹底分析**



令和8年度
本試験

担当講師 松宮一也

7/2 (木) 19:30～20:30 zoom配信

論文試験の合否は、本試験特有の緊張状態の中で、初見の問題に対してどのように対処したかに左右されます。

また短答試験と違い相対評価となるため、他の受験生が「何は書けていて」「何が書けなかったのか」も重要になります。

論文本試験を熟知している松宮一也講師が、この両面から今年の論文本試験を分析します。奮ってご参加ください。

ご予約はこちらのアドレスからどうぞ。

https://www.tac-school.co.jp/kouza_benrishi/sokuhou-r.html

